

第 10 期
日田市分別収集計画

令和 4 年 11 月

日田市環境課

日田市分別収集計画目次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	1
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

【関連資料】

- ・資料1 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
- ・資料2 容器包装廃棄物種類ごとの収集量実績
- ・資料3 容器包装廃棄物種類ごとの容器包装廃棄物収集量合計に対する割合
- ・資料4 容器包装廃棄物種類ごとの一般廃棄物排出量合計に対する割合
- ・資料5 容器包装廃棄物種類ごとの増減率
- ・資料6 各年度における分別基準適合物量等の見込み

日田市分別収集計画

令和4年11月

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、市民・事業者・再生事業者・行政が、それぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

このような状況の中、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集するとともに、容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・再生事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

なお、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日に施行され、市町村はプラスチック製容器包装も含め、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされたところである。今後は、国・県の動向を注視しながら本計画期間内に分別収集方針を定める必要がある。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみ減量の推進体制、制度の整備及び充実
- (2) 分別の細分化及び再資源化の仕組みづくり
- (3) 市民のライフスタイル、事業者の活動様式の転換促進

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他の色）、ペットボトル、飲料用紙容器、段ボール製容器、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	4, 167	4, 077	3, 989	3, 904	3, 820

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民・事業者・再生事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要であることから、環境基本法第44条の規定に基づき設置する日田市環境審議会の意見も踏まえ、容器包装廃棄物の3Rを推進する。

(1) ごみ減量の推進体制、制度の整備及び充実

①ごみ減量に関する推進体制の確立及び継続的活動

本市のごみ減量やリサイクルの推進等に取り組むひた市民環境会議ごみ・リサイクル・景観部会の活動を継続的に推進する。

②助成制度の継続及び見直し

本市のごみ減量やリサイクルの推進等において、子ども会や老人会等の市民団体が実施する紙類、ビン類等の資源回収は、とても有意義な活動である。

このため、現行の資源回収団体に対する奨励金制度を継続していくとともに、状況に応じて制度の見直しを図る。

また、各自治会において、家庭から排出されるごみを集積するために設けられた、ごみ集積所の施設購入費に係る補助金制度についても継続していくとともに、状況に応じて制度の見直しを図る。

③美化推進員の活用

ごみ分別の徹底を図る上で、市が指定する美化推進モデル地区に美化推進員を設置し、住民へのごみの排出指導やごみ集積所の適正な管理を始めとした、ごみ減量やリサイクルの推進等に係る地域のボランティアリーダーを育成する。

(2) 分別の細分化及び再資源化の仕組みづくり

①分別の細分化の推進

平成4年度にスタートしたごみ減量作戦により分別を細分化し、その後、平成9年度からはペットボトルの分別、平成15年度からは発泡スチロールの分別を開始した。また、平成18年度からは、バイオマス資源化センターの開設に伴い生ごみの分別を開始し、豚ふん尿と併せてメタンガスを発生させ、発電・堆肥・液肥として有効活用を図っている。

また、可燃ごみの中には、紙類等の混入が多く見られるため、分別の徹底を呼び掛けリサイクル率の向上を目指す。

(3) 市民のライフスタイル、事業者の活動様式の転換促進

①市民に対する広報・啓発活動の推進及び情報提供

本市では、これまでも市広報紙や家庭ごみ収集日程表等の配布物による啓発、また、ふれあい宅配講座や自治会等を対象としたごみ分別説明会、公民館活動における各種環境学習会等、職員による啓発を行っており、引き続き、ごみ減量やリサイクルの推進等に係る啓発活動を実施する。

また、ごみ分別の細分化に伴い、ごみ分別に関する啓発冊子の作成や改訂を行う。

②環境教育の推進

学校現場における環境教育としては、環境マネジメントシステムの国際規格 ISO14001 の考え方を取り入れた学校版環境 ISO を導入し、市内の児童・生徒の環境保全意識を育む。

また、子ども環境バスツアーやこども環境講演会の取組により、幼少期からの環境に関する学習機会の創出を図る。

③マイバッグ運動の推進

事業者と連携し、スーパーマーケット等の小売店等でのレジ袋削減に向けた取組を推進する。

また、市民団体等との協働により、一人ひとりの環境意識の向上を図り、二酸化炭素量削減による地球温暖化防止の活動を地域に広げ、ライフスタイルの転換を図っていく。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び

当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量や清掃センター焼却場の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおりとする。

また、市民の協力度やごみ収集、ごみ集積所の状況等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン・ペットボトル
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	資源物（飲料用紙パック）
主として段ボール製の容器	資源物（段ボール）
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源物（白色の発泡スチロール製食品トレイ）

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

容器包装廃棄物の種類	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器	100	89	79	71	63
主としてアルミ製の容器	65	70	76	82	89
無色のガラス製容器	(合計) 145	(合計) 143	(合計) 141	(合計) 139	(合計) 137
	(引渡) (独自処理) 145 0	(引渡) (独自処理) 143 0	(引渡) (独自処理) 141 0	(引渡) (独自処理) 139 0	(引渡) (独自処理) 137 0
茶色のガラス製容器	(合計) 149	(合計) 138	(合計) 128	(合計) 119	(合計) 110
	(引渡) (独自処理) 149 0	(引渡) (独自処理) 138 0	(引渡) (独自処理) 128 0	(引渡) (独自処理) 119 0	(引渡) (独自処理) 110 0
その他のガラス製容器	(合計) 117	(合計) 110	(合計) 104	(合計) 98	(合計) 92
	(引渡) (独自処理) 117 0	(引渡) (独自処理) 110 0	(引渡) (独自処理) 104 0	(引渡) (独自処理) 98 0	(引渡) (独自処理) 92 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0	0	0	0	0
主として段ボール製の容器	364	368	373	377	381
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 230	(合計) 228	(合計) 225	(合計) 222	(合計) 219
	(引渡) (独自処理) 230 0	(引渡) (独自処理) 228 0	(引渡) (独自処理) 225 0	(引渡) (独自処理) 222 0	(引渡) (独自処理) 219 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 54	(合計) 55	(合計) 56	(合計) 57	(合計) 58
	(引渡) (独自処理) 0 54	(引渡) (独自処理) 0 55	(引渡) (独自処理) 0 56	(引渡) (独自処理) 0 57	(引渡) (独自処理) 0 58

※1 上記の容器包装廃棄物については、引渡し対応としている。

※2 使用済ペットボトル等については、指定法人である公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会と契約を締結し、同協会が選定した事業者を引き続き全量引渡しを行うこととしている。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ・令和5年度：種類ごとの過去3年度（令和元～3年度）の平均値。
 ※アルミ製容器は令和2年度以降が新型コロナウイルス感染症の影響により突出しているため平成29年～令和元年度における平均値。
- ・令和6～9年度：種類ごとの前年度の見込量×種類ごとの過去3年度（令和元～3年度）の増減率の平均値を乗じて算出。
 ※アルミ製容器は平成29年～令和元年度における増減率の平均値を乗じて算出。

【種類ごとの過去3年度（令和元～3年度）の平均値】

容器包装廃棄物の種類	令和5年度
主としてスチール製の容器	1 0 0 t
主としてアルミ製の容器（※）	6 5 t
無色のガラス製容器	1 4 5 t
茶色のガラス製容器	1 4 9 t
その他のガラス製容器	1 1 7 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0 t
主として段ボール製の容器	3 6 4 t
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	2 3 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	5 4 t

【種類ごとの過去3年度（令和元～3年度）の増減率の平均値】

容器包装廃棄物の種類	R1→R2	R2→R3	平均値
主としてスチール製の容器	-18.10%	-3.40%	-10.75%
主としてアルミ製の容器（※）	7.02%	9.80%	8.41%
無色のガラス製容器	18.40%	-20.82%	-1.21%
茶色のガラス製容器	-8.37%	-6.34%	-7.35%
その他のガラス製容器	-1.64%	-9.76%	-5.70%
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0.00%	0.00%	0.00%
主として段ボール製の容器	-0.71%	1.51%	1.11%
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	-2.51%	0.17%	-1.17%
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	0.49%	2.91%	1.70%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、子ども会や老人会等の市民団体による資源回収については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

【分別収集の実施主体】

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器 アルミ製容器	空き缶	委託業者	委託業者
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン・ペットボトル	委託業者	委託業者
ペットボトル			
飲料用紙容器	資源物（紙パック）	委託業者 市民団体による資源回収	委託業者
段ボール製容器	資源物（段ボール）	委託業者 市民団体による資源回収	委託業者
その他のプラスチック製 容器包装	資源物（白色の発泡スチ ロール製食品トレイ）	委託業者	委託業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、本市において分別収集を行っている容器包装廃棄物については、選別・保管等の施設を有していないため、民間業者へ委託している。

今後は、第3次日田市環境基本計画（令和3年3月改訂版）に掲げる日田市地域資源リサイクルシステムとの整合を図りながら、新しい中間処理施設の整備について検討する。

※日田市地域資源リサイクルシステムとは、市内のあらゆるバイオマス系の廃棄物を資源としてとらえ、発電や熱利用等に利用する地域内システムのこと。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進め、市町村分別収集計画を実効あるものとするため、日田市環境審議会及びひた市民環境会議ごみ・リサイクル・景観部会の意見等も踏まえ、分別収集計画の具体策に関する協議を行っていく。

また、今後、ごみ分別の更なる細分化を検討する場合は、機材や作業員の確保等の収集体制、選別するための処理施設の状況、市民の分別に対する協力度等を勘案して決定する。